

# 宇和島市移住ガイドブック・リーフレットデザイン制作業務委託仕様書

## 1 名称

宇和島市移住ガイドブック・リーフレットデザイン制作業務

## 2 目的

宇和島市への移住定住を呼びかけるツールとして、市の魅力的な地域資源や移住施策、子育て支援施策等の取組を分かりやすく説明するとともに、デザイン性の高いガイドブックを制作することにより、情報を効果的に発信し、市の認知度向上及び県内外からの移住促進を図ることを目的とする。

## 3 委託期間

委託契約締結の日から令和5年10月31日まで

## 4 委託料上限額

3,700,000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 5 業務内容等

### (1) 業務内容

- ①ガイドブックの企画、デザイン、写真撮影、原稿データの作成、編集、校正にかかる制作業務。
- ②上記ガイドブックの掲載内容等を抜粋し、ライフステージごとの支援メニューが示されたリーフレットの企画、デザイン、写真撮影、原稿データの作成、編集、校正にかかる制作業務。（ただし、制作の都合上、ガイドブックに掲載していないイラスト等の使用は可）
- ③ガイドブックに掲載する施設等への取材及び調整等については、原則、受託者が行うものとし、宇和島市は受託者の業務の遂行に協力するものとする。
- ④業務に必要な資料の収集や写真撮影は受託者が行うものとし、宇和島市は既存資料や写真の提供など、受託者の業務の遂行に協力するものとする。
- ⑤業務の実施にあたっては、宇和島市と十分内容について協議を行うこと。

### (2) 掲載内容

#### ①ターゲット層

- ・子育て世帯、若者世帯をターゲット層とする。ただし、本市へのU I Jターンを検討している全ての層へ配慮すること。

#### ②コンセプト

- ・宇和島市での生活の魅力を文章だけでなく、移住者の写真等により分かりやすく、効果的にPRすること。

- ・移住希望者の視点で「宇和島市に住んでみたい」と思わせるような内容・デザインにすること。
- ・宇和島市の仕事・住まい・子育てに関する施策を積極的にPRすること。
- ・まずは手に取ってもらうため、洗練されたアイデアなどで、他自治体と差別化ができるような表紙デザイン（タイトルを含む）を提案すること。
- ・「宇和島本」や「宇和島ブランドブック」など既存のパンフレットとの統一感を持たせること。

### ③掲載内容

掲載内容（案）については、以下のとおりとする。また、掲載順序及び掲載量は指定しない。なお、下記以外で移住希望者にとって効果的と考えられる内容があれば提案すること。

- ・市の概要、特徴
- ・宇和島市の魅力、暮らしやすさ
- ・市民（移住者等）インタビュー
- ・仕事、住まい、子育てに関する市の施策
- ・地図、交通アクセス（首都圏へのアクセス）
- ・その他（移住豆知識、市の役立つ支援制度等）

### ④想定する配布場所等

- ・ふるさと回帰支援センターにおける配布、配架
- ・移住イベントでの配布
- ・市役所窓口における移住相談対応時の利用 など

## 6 仕様

### (1) ガイドブック

- ・サイズ A4変形（H267×W210）
- ・頁数 24頁
- ・カラー フルカラー

### (2) リーフレット

- ・サイズ A4
- ・頁数 4頁
- ・カラー フルカラー
- ・折り 2つ折り

## 7 成果品

adobe illustrator 形式またはこれに準じた編集可能なソフトウェアに対応するもの及びPDF形式のデザインデータ、その他ガイドブック及びリーフレットの制作に使用した全データと全写真データを含む。ソフトウェアのバージョン等の詳細については契約締結後、宇和島市と協議のうえ決定する。

## 8 納入場所及び納入方法

### (1) 納入場所

宇和島市総務企画部企画課移住定住推進室

### (2) 納入方法

成果物を DVD-ROM 等に保存したものを納入すること。

## 9 書類等の提出

契約締結後、着手時に業務委託着手届・工程表・主任技術者届を完了時に業務委託完了報告書・成果品を遅滞なく提出すること。

## 10 その他

- (1) デザインを制作するにあたり、成果物における著作権等の各種権利の侵害がないよう、十分に留意すること。
- (2) 本業務に伴って発生する成果物に関する著作権、著作権、その他の権利は、譲渡不能な権利を除き、すべて宇和島市に帰属するものとする。
- (3) デザイン等については、必要に応じて宇和島市の指示により変更することがある。
- (4) 納入日時などについては、事前に宇和島市担当者と十分な打合せを行い、その指示によるものとする。
- (5) 本仕様書に記載していない事項または疑義が生じた場合には、担当課と協議すること。